

重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護

《 令和 8年 4月 2日現在 》

1. 事業者（法人）の概要

事業者名	有限会社オフィスタカキ
主たる事務所の所在地	〒738-0205 広島県廿日市市玖島4851番地1
代表者（職名・氏名）	代表取締役 山本 明子
設立年月日	平成12年 7月25日
電話番号	0829-74-2550

2. 事業所の概要

事業所名	さくらケアーズ訪問看護事業所	
所在地	〒738-0514 広島県広島市佐伯区杉並台13番地20号	
電話番号	0829-58-2415	
指定年月日・事業所番号	令和 5年 8月 1日指定	3460291630
管理者名	本西 美鶴子	
通常の事業の実施地域	広島市佐伯区、広島市西区、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村、離島を除く）	

3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	業務全般を一元的に管理します。	1名（常勤）
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	3名（常勤） 3名（非常勤）
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	2名（常勤） 1名（非常勤）
作業療法士		0名（常勤） 0名（非常勤）
言語聴覚士		0名（常勤） 0名（非常勤）
事務職員		0名（常勤） 1名（非常勤）

※管理者は看護師を兼務。

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日 ただし、祝日（振替休日を含む）及び夏季休暇（8月13日～8月16日）、年末年始（12月29日～1月4日）は除きます。	8時30分～17時30分

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供を行います。

5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- (2) 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- (3) 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- (4) 利用者負担金は、現金集金又は指定の口座からの引き落としとさせていただきます。
 - ① 集金日につきましては毎月15日頃迄に前月分の請求書を発行致しますので、25日迄にお支払い下さい。
 - ② 引き落としの場合は、毎月20日（土日祝日の場合は翌営業日）に指定口座から引き落とします。

10. キャンセル料金について

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

さくらケアーズ訪問看護事業所 連絡先：0829-58-2415

利用者様の都合でサービスを中止する場合には、
サービス利用の前日16時までにご連絡ください。

16時までにご連絡がなかった場合：1000円

※利用者様の容態の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	0829-58-2415	FAX番号	0829-58-2416
苦情解決責任者	法人 代表取締役 山本明子		
担当者	管理者 本西 美鶴子		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、苦情解決責任者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	広島市役所介護保険課	082-504-2183
	佐伯区役所福祉課高齢介護課	082-943-9730
	廿日市市役所高齢介護課	0829-30-9196
	広島県国民健康保険団体連合会	082-554-0783

13. 事故発生時の対応について

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。事業者はサービスの提供に伴って、事業の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

連絡先	名称・氏名	住所	電話番号
保 険 者	広島市	広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2173
	廿日市市	広島県廿日市市下平良1丁目1番1号	0829-30-9155
主治医			
家族（親族）	（続柄：）		
居宅介護支援事業所 （地域包括支援センター）			

14. 損害賠償保険の加入

保 険 会 社 名	東京海上日動火災保険株式会社
証 券 番 号	D283706721

上記、損害賠償保険に加入しております。利用者様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15. 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供にあたる当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

16. 身体拘束について

事業者は、身体的拘束等（身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為）については、基本的に行いません。但し、利用者の生命又は身体に危険を及ぼす場合、ご家族、主治医、介護支援専門員と相談の上、利用者もしくはご家族に書面で同意を得て行います。その際には、身体的拘束等を行ったご本人の負担を最小限にするため、短時間で危険のないように配慮します。

17. ハラスメントについて

下記①～④の行為が見受けられた際、場合により利用者に対し契約解除とします。

- ① 身体的暴力（物をなげつける・刃物を向ける・服をひきちぎる・手をはらいのける）
- ② 精神的暴力（怒鳴る・奇声や大声を発する・特定の職員に嫌がらせをする）
- ③ セクシャルハラスメント（身体を触る・腕を引っ張る・ストーカー行為・抱きしめる）
- ④ カスタマーハラスメント（契約外の無理難題の要求等）

18. 業務継続計画について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の実施
- ② 定期的な業務継続計画の見直しと必要に応じた業務継続計画の変更

19. 衛生管理について

管理者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めます。ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、看護師等への周知徹底
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 感染症に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

20. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④ 異常気象により安全確保が困難であると判断した場合、又は感染対策の為に訪問をやむを得ずお断りする場合があります。

介護保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算（Ⅰ） （重症度が高い）	特別管理加算（Ⅱ）
<ul style="list-style-type: none">在宅悪性腫瘍患者指導管理在宅気管切開患者指導管理気管カニューレを使用している状態留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

複数名訪問加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者
に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

○複数名訪問加算（Ⅰ）

2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合

○複数名訪問加算（Ⅱ）

看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続
き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護
につき加算されます。

初回加算

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。要支
援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中または入所中の利用者
に対し、退院・退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院・退所後
の初回訪問看護の際に1回（特別な場合は2回）加算されます。

緊急時訪問看護加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行うを体制
を希望する場合に1月に1回加算されます。

希望します 希望しません

ターミナルケア加算

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

夜間・早朝加算

午後6時から午後10時まで、午前6時から午前8時までの間に訪問看護サービスを提供した場合に加算されます。ただし緊急時訪問看護加算を算定している場合は、当該月の1回目の計画外の緊急訪問では加算されません。

深夜加算

午後10時から午前8時まで間に訪問看護サービスを提供した場合に加算されます。ただし緊急時訪問看護加算を算定している場合は、当該月の1回目の計画外の緊急訪問では加算されません。

特別地域加算

介護サービスの確保が著しく困難であると認められる地域などにおいて、介護サービスの確保に貢献している事業所を評価するための加算です。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

中山間地域等に居住する要介護者に対する介護サービスの提供に係る交通費や移動の時間等を評価するための加算です。

対象 対象外

処遇改善加算

介護保険サービスの現場で働く職員の賃金向上や職場環境の改善を目的とした加算です。

上記加算に対する料金については、別紙参照